

支払関係書類（請求書、見積書）への押印省略について

行政手続の簡略化や市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、行政のデジタル化に対応しやすい環境整備を図るため、令和3年4月1日以降に提出いただく請求書や見積書について押印を省略できることにしましたので、お知らせします。

なお、押印された請求書や見積書であっても、従来どおり受理します。

また、提出された書類確認のため、連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。